

令和8年 第6回
教育委員会定例会会議録

令和8年4月9日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2676号
令和8年第6回定例会

日 時 令和8年4月9日（木） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	新 宮 弘 章
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	鈴 木 令 奈
	委 員	中 村 博
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	佐々木 貴 浩
	学 校 教 育 部 長	茂 木 英 雄
	参事（教育長室長事務取扱）	鈴 木 健
	生涯学習スポーツ振興課長	本 城 典 子
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	島 村 昂 佑

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立みなと科学館の特別投影の使用料について

日程題2 協議事項

- 1 （仮称）北青山三丁目地区スポーツ施設の床面積及び整備スケジュールの変更について（非公開）

日程第3 報告事項

- 1 港区学校運営協議会委員の任命について
- 2 教職員の人事異動について

「説明員紹介」

○教育長 それでは、始めさせていただきます。教育委員会の開会に先立ちまして、当委員会の説明員であります教育委員会事務局幹部職員をご紹介します。

佐々木貴浩教育推進部長です。

○教育推進部長 引き続きよろしくお願いいたします。

○教育長 茂木英雄学校教育部長です。

○学校教育部長 引き続きよろしくお願いいたします。

○教育長 教育推進部課長級職員については佐々木教育推進部長から紹介し、学校教育部課長級職員については、茂木学校教育部長から紹介いたします。

○教育推進部長 それでは、教育推進部幹部職員を順に紹介させていただきます。

鈴木健参事で、教育長室長事務取扱になっております。

○参事（教育長室長事務取扱） よろしくお願いいたします。

○教育推進部長 続きまして、本城典子生涯学習スポーツ振興課長です。

○生涯学習スポーツ推進課長 よろしくお願いいたします。

○教育推進部長 続きまして、吉田宗史図書文化財課長です。

○図書文化財課長 よろしくお願いします。

○教育推進部長 教育推進部については以上となります。

○学校教育部長 それでは、学校教育部幹部職員を順にご紹介させていただきます。

金田耕治郎学務課長です。

○学務課長 よろしくお願いいたします。

○学校教育部長 河原一禎学校施設担当課長です。

○学校施設担当課長 よろしくお願いいたします。

○学校教育部長 大久保和彦教育人事企画課長です。

○教育人事企画課長 よろしくお願いいたします。

○学校教育部長 清水浩和教育指導担当課長です。

○教育指導担当課長 よろしくお願いいたします。

○学校教育部長 溝口貴裕先端教育担当課長です。

○先端教育担当課長 今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育部長 高田清香幼児教育担当専門官です。

○幼児教育担当専門官 よろしくお願いいたします。

○学校教育部長 富樫学統括指導主事です。

○統括指導主事 よろしくお願いいたします。

○学校教育部長 学校教育部は以上になります。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは1年間よろしくお願いいたします。

「議席の決定について」

○教育長 新体制での初めての教育委員会となりますので、まず議席を決定いたします。

先程港区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、各委員にくじを引いていただきました。その結果、新しい議席番号は1番、田谷委員。2番、鈴木委員。3番、中村委員。4番、山内委員となりました。この議席番号で決定いたします。今後、この議席にて教育委員会を開催してまいりますので、よろしくお願いいたします。

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから令和8年第6回港区教育委員会定例会を開会します。

(午前10時00分)

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りします。

日程第2「協議事項」第1「(仮称)北青山三丁目地区スポーツ施設の床面積及び整備スケジュールの変更について(非公開)」、この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議ないようですので、協議事項第1については、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

「会議録署名委員」

○教育長 では、日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。

○田谷委員 了解いたしました。

日程第1 審議事項

1 港区立みなと科学館の特別投影の使用料について

○教育長 それでは日程第1「審議事項」に入ります。審議事項第1、議案第25号「港区立みなと科学館の特別投影の使用料について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 それでは、議案資料No. 1、議案第25号「港区立みなと科学館の特別投影の使用料について」説明いたします。資料を御覧ください。

本件は、みなと科学館において特別投影の実施に当たり、港区立みなと科学館条例第11条に基づき、その使用料についてご審議いただくものでございます。

項番1の「特別投影の内容」でございますが、「星と英語であそぼう!」という名称で、プラネタリウム内でALTと天文クイズなどのコミュニケーションを通じて、天文と英語に親しむプログラ

ムを行うものです。実施回数は表のとおり令和8年中に計10回、子どもが観覧しやすいよう土曜日及び日曜日の開催としてございます。

項番2の「使用料」でございますが、大人が500円、小中高生が200円といたします。こちらの算出根拠につきましては、資料の3ページ目「特別投影の経費と使用料算出について」の表にございますとおり、投影に要する出演料、職員人件費及び光熱水費の合計を延べ予定利用者数で除して算出しております。算出の結果は584円となり、100円未満を切り捨てて、大人500円、小中高生につきましてはそれを半額にした上で、100円未満の端数を切り捨てて200円としております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。特によろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第25号については原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議ないようですので、議案第25号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 (仮称)北青山三丁目地区スポーツ施設の床面積及び整備スケジュールの変更について(非公開)

○教育長 次に、日程第2「協議事項」に入ります。協議事項第1「(仮称)北青山三丁目地区スポーツ施設の床面積及び整備スケジュールの変更について(非公開)」説明をお願いいたします。これより非公開の審議に入ります。

傍聴の方は一度画面がオフになりますのでご了承ください。

(非公開審議)

日程第3 報告事項

1 港区学校運営協議会委員の任命について

○教育長 次に、日程第3「報告事項」に入ります。初めに、報告事項第1「港区学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは「学校運営協議会委員の任命について」、資料No. 1-1によりご説明をさせていただきます。

まず、任命する委員につきましては、赤坂アカデミー学校運営協議会から、大部ですけれども、資料28ページ目の六本木中学校学校運営協議会まで全28の協議会について、表の右側に丸印がついている方が、今回新たに令和8年4月1日付で2年間の任期で任命する委員となっております。

表頭に記載のありますとおり、「属性」としまして、こちらは法と規則で定められたものなのですが、「保護者」、「地域住民」、「学識経験者」といった様々な属性の方々について、新規、または継続して任命されているところでございます。

また、29ページ目になりますけれども、項番3では解任となる委員について記載してございます。今回7名の方が該当しております。残念ながらご逝去された方であるとか、PTAと地域活動の立場を交代されるなど、個人のご事情等により任を解かれることとなっております。

雑駁ですが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等ありますでしょうか。

○鈴木委員 教えてください。こちらの人数に差があるようなのですけれども、何か算出方法などがありましたら教えてください。

○教育長室長 人数については、まず規則で15名以内という決まりがございます。その範囲の中で、こういった属性のことも鑑みながら各校で推薦をいただいているという状況でございます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長室長 複数校は20名が上限となっています。

○教育長 複数校というのは何ですか。

○教育長室長 ちょっと説明が足らなくて申し訳ありませんでした。まず原則、委員は1運営協議会で15人以内となっております。ただ、運営協議会自体が複数校にまたがって成立している場合がありますので、それが「複数校」と今申し上げた場合で、その上限が20名となっております。

具体的に言うと、今、小・中で41校ありますけれども、単独校で設置されているのが17協議会、複数校で設置されているのが11協議会という内訳になっております。

○教育長 分かりました。

○鈴木委員 追加でもう一点伺いたいのですが、何か所かに入っていらっしゃる、複数のところに加盟されている方がいらっしゃると思うのですけれども、そういったもののルールというのは何かあるのでしょうか。

○教育長室長 重複することを妨げる規定等はないので、問題ございません。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この案件については以上とさせていただきます。

2 教職員の人事異動について

○教育長 次に、報告事項第2「教職員の人事異動について」説明をお願いします。

○教育人事企画課長 それでは、報告事項2「教職員の人事異動について」をご説明いたします。

本日付教育委員会報告資料No. 2を御覧ください。今回は教職員の4月1日付人事異動について報告させていただきます。

まず、項番1「校長・園長」でございます。

(1) は、転入等の校園長を記載しております。区内転と区外転入がそれぞれ1名ずつ、区外転入かつ昇任が2名、特例任用の新規が6名、特例任用の継続が1名、暫定再任用の継続が6名となり、氏名等は一覧のとおりでございます。

(2) は、退職等により港区から転出された校園長です。氏名等についてはご参照いただければと存じます。

次に、2ページ目に参りまして、項番2「副校長・副園長」についてです。

こちら(1)に転入者等を記載しております。区内転のみが1名、区内転かつ昇任が1名、区外転入のみが3名、区外転入かつ昇任が2名、特例任用の新規が1名、特例任用の継続が1名です。

(2)は転出等についてです。退職者のほか、副校長として他地区に転出した方、校長へ昇任し、転出した方などについて記載しております。

次に、3ページに参りまして、幼稚園、小学校、中学校の教員、事務・栄養職員につきましては資料のとおりとなります。

最後に、教育委員会報告資料No. 2-2「令和8年度港区立幼稚園・学校 教育管理職一覧」を御覧ください。令和8年度の全ての校園長、副校園長を一覧にさせていただいております。今年度は御覧の体制となっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますか。

○中村委員 幼稚園で副園長を置く・置かない基準はどういう基準でしたか。

○教育人事企画課長 現在3学級以上の幼稚園に副園長を、置くことができるようにしております。

○中村委員 3学級というのはどういう意味。1学年で言うと、それとも全クラスが3学級あれば、副園長を置くということですか。

○教育人事企画課長 3歳児保育実施園で、全学年合わせて3学級以上あれば置くことが可能です。

○中村委員 人数ではないのですね。園児の人数が何人以上とかではないのですね。

○教育人事企画課長 人数ではございません。

○中村委員 幼稚園は、1クラスの人数の上限は決まっているのですか。

○教育人事企画課長 3歳児の学級が15名～20名でございます。4歳児が25名で、5歳児が30名です。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○鈴木委員 言葉を教えていただきたいのですけれども、「併任園長」というのは何でしょうか。

○教育人事企画課長 こちらは小学校の校長と幼稚園の園長を兼ねている方を指しております。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員からその他、何かありますでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会いたします。次回の定例会は4月23日木曜日、午前を予定しております。よろしくお願いいたします。皆様、お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員